

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針

令和2年9月11日(第3版)

全国で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大する中、山形大学では全学に向けて大学の様々な活動に関しての指針を策定しました。これは山形大学の学生及び教職員が状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示すためのものです。これとは別に国や県の動向に応じて、本指針に基づき、学生及び教職員に対して具体的な通知を随時行います。

【活動指針】

活動指針については、それぞれの活動(教育活動, 研究活動, 教職員の出勤形態, 会議, 学生の登校制限, 課外活動, 学生支援, 行事等の実施・学内施設の外部への開放等, 出張・移動等(国内), 出張・移動等(外国), 外国への派遣・外国からの受入れ(学生等))のレベルと活動状況の指針を示したものととなります。

活動レベル設定の基本方針

| レベル | レベル設定の条件等 |
|-----|--|
| 0 | 本学の新型コロナウイルスに係る総合対策本部が解散した場合 |
| 1 | 感染症に配慮すべき場合等 |
| 2 | 山形県からコロナウイルス感染症対策として要請がある場合 又は国の方針等により警戒すべき地域が全国にある場合 |
| 3 | 国の方針等により警戒すべき地域に山形県が指定された場合 |
| 4 | 国の方針等により特に警戒すべき地域に山形県が指定された場合 |

※ 原則として基本方針に基づき活動レベルを設定しますが、状況に応じて随時以下のそれぞれの活動レベルを設定するため、基本方針とそれぞれの活動レベルが異なることがあります。

以下の活動については、感染症対策の徹底(3密回避, マスク着用, 手指消毒など)をした上で実施してください。

1. 教育活動

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|--|---------------------|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策を徹底した上での面接授業とオンライン授業を併用 | |
| 2 | ・原則, オンライン授業のみ可 ただし, 資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究, 特別研究の面接授業, その他教育上必要な面接授業については, 学士課程基盤教育機構長・学部長・研究科長の判断で可 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供 | |
| 3 | ・面接授業は全面禁止 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供 | |
| 4 | ・面接授業は全面禁止 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント閉鎖 | 受講できない学生には教育上の配慮を実施 |

2. 研究活動

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|---|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | |
| 2 | ・原則，本学教職員及び本学と雇用契約のある者のみ活動可 ・学部長又は研究科長が認めた者は例外として活動可 | |
| 3 | ・本学教職員及び本学と雇用契約のある者のみ活動可 ・最小限の研究活動(研究室等の滞在時間，滞在人数などを制限) ・継続中の実験・研究資源維持などのため必要な教員以外は入構自粛 | |
| 4 | ・原則，教員の入構禁止 ただし，部局長が許可する最低限の活動のみ一時立入り可(生物関係，装置関係，ネットワーク関係等) | |

3. 教職員の出勤形態

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|---|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおりとするが，職務命令権者の判断により，感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。 | |
| 2 | ・職務命令権者の判断により，在宅勤務を認める。 | |
| 3 | ・原則，在宅勤務 ・出勤させる者は，職務命令権者が判断 | |
| 4 | ・必要最小限の人員での対応 ・原則，在宅勤務 ・出勤させる者は，職務命令権者が判断 | |

4. 会議

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|---|--|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・状況に応じてオンラインによる会議・打合せを推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議・打合せについては，テレビ会議や Zoom 等のオンライン開催により，ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。また，やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については，原則，対面会議とする。 |
| 2 | ・オンラインによる会議・打合せを推奨 | |
| 3 | ・原則，オンラインによる会議・打合せ | |
| 4 | ・全てオンラインによる会議・打合せ | |

5. 学生の登校制限

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|--|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | |
| 2 | ・講義受講生及び図書館利用者を除く学生は登校を自粛 ただし、登校した場合でも大学滞在は必要最低限の時間とする。 | |
| 3 | ・原則登校禁止 | |
| 4 | ・登校禁止 | |

6. 課外活動

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|-------------------------------------|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | |
| 2 | ・接触を伴わない屋外の活動は可 ・着替えなどの最低限の部室利用可 | |
| 3 | ・オンラインによる活動を除く対面によるサークル・部活動は全面禁止 | |
| 4 | ・オンラインによる活動を除く対面によるサークル・部活動は全面禁止 | |

7. 学生支援

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|--|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | |
| 2 | ・学生相談は、特に必要なもののみ対応(その他は、電話、メール、SNSなどで対応) ・窓口対応は、必要最低限で対応 | |
| 3 | ・学生相談は、原則、対面による相談中止(電話、メール、SNSなどで対応) ・窓口対応は、原則、対面による対応中止(電話、メール、SNSなどで対応) | |
| 4 | ・学生相談は、対面による相談中止(電話、メール、SNSなどで対応) ・窓口対応は、対面による対応中止(電話、メール、SNSなどで対応) | |

※ レベルにかかわらず、学生寮は閉鎖しない。

8. 行事等の実施・学内施設の外部への開放等

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|---|---------------------------------|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | ・屋内は収容率 |
| 2 | ・イベント(オープンキャンパス、就職ガイダンスなど)は原則オンラインにより実施 ・式典(入学式など)は、状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止 ただし、公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは可 | 50%以内とする。 ・屋外は十分な 間隔(できれば |

| | | |
|---|--|----------|
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント(オープンキャンパス, 就職ガイダンスなど)は全てオンラインにより実施 ・式典(入学式など)は中止 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは中止 | 2m)を空ける。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント(オープンキャンパス, 就職ガイダンスなど)は全てオンラインにより実施 ・式典(入学式など)は中止 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは中止 | |

9. 出張・移動等(国内)

| レベル | 活動状態 | 備考 |
|-----|--|----|
| 0 | ・通常どおり | |
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張・移動及び来学者の受入れについては, 国や県の方針等を踏まえ, 本学が判断 ・業務以外の他県への移動は自粛 | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則, 通勤以外での県外への移動禁止 ・原則, 出張禁止 ・原則, 県外からの来学者受入れ禁止 | |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・県外への移動禁止 ・出張禁止 ・来学者受入れ禁止 | |

10. 出張・移動等(外国)

※ 本項目におけるレベルは, 外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。

| レベル | 活動状態 | 備考(外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベル) |
|-----|---------------------|----------------------------------|
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | レベル1: 十分注意してください。 |
| 2 | ・出張(移動)は原則, 禁止 | レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。 |
| 3 | ・出張(移動)は禁止 | レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告) |
| 4 | ・出張(移動)は禁止 | レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告) |

11. 外国への派遣

※ 本項目におけるレベルは, 外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。

| レベル | 活動状態 | 備考(外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベル) |
|-----|---------------------|----------------------------------|
| 1 | ・感染症対策の徹底をした上で通常どおり | レベル1: 十分注意してください。 |
| 2 | ・中止又は延期 | レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。 |
| 3 | ・中止又は延期 | レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告) |
| 4 | ・中止又は延期 | レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告) |

12. 外国からの受入れ

出入国在留管理庁により、国内への入国が許可された者については、国内において14日間の健康管理期間を設けた上で、当該期間中に体調の異常がなければ大学への入構を認める。